

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成23年12月21日

### 1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	藤江 真理子	議員
5番	早川 直彦	議員	6番	近藤 善人	議員
7番	三浦 桂司	議員	8番	平野 龍司	議員
9番	平野 敬祐	議員	10番	近藤 千鶴	議員
11番	一色 美智子	議員	12番	村山 金敏	議員
13番	近藤 恵子	議員	14番	山盛 左千江	議員
15番	杉浦 光男	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	月岡 修一	議員
19番	堀田 勝司	議員	20番	前山 美恵子	議員

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	吉川 勝美 君
議事課長補佐 兼庶務担当係長	松林 淳 君	議事課長補佐 兼議事担当係長	石川 晃二 君

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	平野 隆 君
教育長	後藤 学 君	行政経営部長	横山 孝三 君
市民生活部長	神谷 清貴 君	健康福祉部長	神谷 巳代志 君
経済建設部長	鈴木 重利 君	消防長	三治 金行 君
教育部長	加藤 誠 君	行政経営部次長 兼財政課長	福井 康夫 君
健康福祉部次長 兼医療健康課長	原田 昇 君	会計管理者 兼出納室長	塚本 邦広 君
秘書政策課長	伏屋 一幸 君	総務防災課長	神谷 元弘 君

高齢者福祉課長 原 田 一 也 君 都市計画課長 前 田 鑛 君  
環境課長 森 弘 和 君 代表監査委員 古 橋 洋 一 君  
監査委員事務局長 犬 塚 豊 和 君

## 5. 議事日程

### (1) 諸報告

### (2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について

議案第 55 号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正について

議案第 56 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部改正について

議案第 57 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 58 号 豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第 59 号 豊明市市民緑地条例の一部改正について

議案第 60 号 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の設置に  
ついて

議案第 61 号 愛日地方教育事務協議会規約の変更について

議案第 62 号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更について

議案第 63 号 愛知中部水道企業団規約の変更について

議案第 64 号 尾張農業共済事務組合規約の変更について

議案第 65 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について

議案第 67 号 平成 23 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい  
て

議案第 68 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第 69 号 平成 23 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

### (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

## 6. 本日の会議に付した案件

### (1) 諸報告

)

### (2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

)

議案第 54 号から議案第 69 号まで

修正議案第1号 議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)に対する修正案について

(3 委員長報告・同質疑・討論・採決  
)

請願第1号

(4 動議第2 豊明市議会基本条例特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査につ  
)号 いて

午前10時開議

## No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

各常任委員会に付託しておりました陳情第9号から陳情第 15 号までの7件の陳情について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに一色美智子総務委員長、登壇にてお願いいたします。

## No.3 ○総務委員長(一色美智子議員)

議長よりご指名がありましたので、総務委員会に付託されました陳情について、審査経過と結果についてご報告を申し上げます。

去る平成 23 年 12 月 12 日午前 10 時より開催されました委員会において、付託議案の審査終了後に、全総務委員と市長並びに関係職員出席のもと、3件の陳情を審査いたしました。

初めに、陳情第9号 議場に国旗掲揚を求める陳情を議題といたしました。

陳情でありますので、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、議場は言論の府であり、国旗掲揚は不採択とする。

庁舎に対する許可等を考え、趣旨採択とする。

不採択、庁舎の屋上に国旗があるので、必要はない。役所の中の意思は示している。

時期が少々早過ぎるので、趣旨採択とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第9号は賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第14号 東日本大震災発生の日に関官庁施設に半旗掲揚を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたしました。

本陳情も直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、大震災で被災された方には哀悼の意をあらわしますが、他の災害でも出さなければならなくなるので、反対とする。

哀悼の意をあらわしているが、全国的に強制するのは反対である。

もう少し議論を重ねたほうがよいので、趣旨採択とする。

この件についても、いろいろな見解があると思うので、趣旨採択とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第14号は賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第15号 自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情を議題といたしました。

本陳情も、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、趣旨は十分理解できるので、趣旨採択とする。

不採択、必要はない。

陳情の中身はわかるので、趣旨採択とする。

議会として決議は行き過ぎ。決議する必要はないので、不採択とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第15号は賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.4 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

続いて杉浦光男福祉文教委員長、登壇にて報告をお願いします。

#### No.5 ○福祉文教委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る平成23年12月13日午前10時より開催されました委員会において、付託議案の審査終了後に、全委員と市長以下関係職員出席のもと、陳情3件を審査いたしました。

初めに、陳情第11号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情を議題といたしました。

本陳情について当局より状況等の説明を求めましたが、特に説明はありませんでした。委員からの質疑はなく、討論に入りました。

医療現場が大変厳しい労働環境であることは確かである。このようなことは医師会が取り組むことではないか。充実をしていきたいが、国・地方ともに財政的に難しい。不採択としたいとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、採択に賛成者なく、陳情第 11 号は不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第 12 号「介護職員待遇改善交付金事業」を平成 24 年度以降も継続することを求める陳情を議題といたしました。

本陳情について当局より状況等の説明を求めましたが、特に説明はありませんでした。

質疑に対して、平成 24 年度につきましては現在、国において審議中であります。介護職員の処遇改善につきましては、保険料に上乗せされる流れになるのではないかとこの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

国は平成 24 年度以降も介護職員の処遇改善に取り組んでいく旨の方針を示している。この交付金にこだわることなく、国の取り組みを注視すべきである。不採択とするとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、採択に賛成者なく、陳情第 12 号は不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第 13 号「『子ども・子育て新システム』に反対する意見書」提出を求める陳情を議題といたしました。

本陳情について当局より状況等の説明を求めましたが、特に説明はありませんでした。

質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

主な討論は、「子ども・子育て新システム」は幼保一体化など、幅広い内容で子育て支援施策を効率的に推進していくものと解釈している。国において法整備の後、どのように制度が運用されていくかを慎重に見守るべきである。不採択とするなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、採択に賛成者なく、陳情第 13 号は不採択すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました陳情の審査経過と結果の報告を終わります。

## No.6 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

続いて近藤郁子建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

## No.7 ○建設消防委員長(近藤郁子議員)

議長よりご指名がございましたので、建設消防委員会に付託されました陳情について、審査経過と結果についてご報告申し上げます。

去る平成 23 年 12 月 14 日午前 10 時より開催されました委員会において、付託議案の審査終了後に、全建設消防委員と市長並びに関係職員の出席のもと、陳情第 10 号「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」に関する陳情を審査いたしました。

理事者より説明はなく、直ちに質疑に入りました。

質疑に対して主な答弁は、商工会の会員数は約 1,200 社で、加入率は 52～53%です。

地域全体の事業者による地域貢献を推進するための条例を制定している市町村は、県内では半田市と豊田市の2市あり、市、経済団体、商店街、事業者、大型店舗が連携して地域貢献活動を実施し、活性化に邁進していますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、中小零細企業は大変厳しい経営状態で、行政としてでき得る支援はすべき。特に、建設業界では地域経済の活性化の観点から適正価格による、とりわけ商工会員を優先した受注の機会の確保と、公募型の入札改革をやめ指名競争入札の復活を要望して採択の討論とする。

商工会は地元の中小企業の経営支援など地道な活動努力や、市の活性化に対して貢献をしているものの、商工会員優先の事業機会の確保、拡大については、平等、公平であるべきであるので、趣旨採択とする討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第 10 号「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」に関する陳情は、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました陳情第 10 号の審査経過と結果について報告を終わります。

## No.8 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告されました陳情7件について、順次、採決に入ります。

初めに、陳情第9号について採決を行います。

陳情第9号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

## No.9 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、陳情第9号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。  
続いて、陳情第10号について採決を行います。

陳情第10号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.10 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第11号について採決を行います。

陳情第11号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第11号についてお諮りいたします。

陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(発言する者あり)

#### No.11 ○議長(平野敬祐議員)

陳情第11号についてお諮りいたします。

陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(発言する者あり)

#### No.12 ○議長(平野敬祐議員)

もう一度、行きます。すみません。

陳情第11号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第11号についてお諮りいたします。

陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.13 ○議長(平野敬祐議員)

賛成少数であります。よって、陳情第11号は不採択と決しました。

続いて、陳情第12号について採決を行います。

陳情第12号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第12号についてお諮りいたします。

陳情第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.14 ○議長(平野敬祐議員)**

賛成少数であります。よって、陳情第 12 号は不採択と決しました。

続いて、陳情第 13 号について採決を行います。

陳情第 13 号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第 13 号についてお諮りいたします。

陳情第 13 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.15 ○議長(平野敬祐議員)**

賛成少数であります。よって、陳情第 13 号は不採択と決しました。

続いて、陳情第 14 号について採決を行います。

陳情第 14 号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.16 ○議長(平野敬祐議員)**

賛成多数であります。よって、陳情第 14 号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

続いて、陳情第 15 号について採決を行います。

陳情第 15 号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.17 ○議長(平野敬祐議員)**

賛成多数であります。よって、陳情第 15 号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第 54 号から議案第 69 号までの 16 議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに一色美智子総務委員長、登壇にて報告を願います。

**No.18 ○総務委員長(一色美智子議員)**



議長のご指名がありましたので、総務委員会に付託されました案件についての審査内容と結果についてご報告をいたします。

本委員会につきましては12月12日、全委員及び市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、議案第54号、議案第55号、議案第56号及び議案第66号のうち本委員会所管部分については否決すべきものと決し、議案第57号、議案第62号は可決すべきものと決しましたので、ご報告をいたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第54号 豊明市事務分掌条例の一部改正についてと議案第55号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正については、関連した案件でありましたので、一括議題といたしまして一括して説明を受け、質疑の後、議案ごとに討論・採決を行うことにいたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

本議題につきましては、長時間慎重に審査されておりますが、質疑及び答弁が重複する部分がありましたので、ここでは簡潔に答弁のみをご報告することといたします。ご了承をいただきますよう、お願いをいたします。

それでは、質疑に対する主な答弁をご報告いたします。

課長職は大変だが、政策形成がアップで乗り切っていく。部長がなくなっても統括課長になり、給与的にも保障され、課長がみずから政策立案ができることへのモチベーションは確保できます。

幹部会で9月末に原案に基づいて説明。意思決定の迅速化、政策力のアップなどを示し、課で書いてくるように依頼した。集めた内容を見て、統括課長は要るなということになった。

部長制度廃止が制度の根幹。ドラスチックな改革ですので、職員の中に不安があった。変革の中のモチベーションの低下、仕事の過密などの意見があった。

財政的な問題、豊明市の予算の目減り、基本的な固定費、人件費、国の880兆円の赤字、3・11の復興、復旧財源が要るので、県や地方に対して国が財政支援できず、市は投資的経費が減っていく。部長、課長の仕事を整理する。部長がいなくても、副市長2人と統括課長で十分できる。

部長がすべてを見ているわけではない。現場を見ている課長が見ていくので、さらに強化される。

副市長2人と統括課長で課長と十分、総合調整が図れる。

各課からの意見は幅が非常に広く、負担増、チェック機能の低下、縦割りの弊害、モチベーションが下がる、議会との調整、幹部会はどのようにやるかなど、かなり不安な意見がありました。原案検討会議では副市長2人とし、統括課長を置けばやれるということで、不安はありますが行っていきたい。

役割が不明確、議会も課長が答弁書をつくり部長が答える。庁舎内の会議で部課長が

そろって出ているが、課長だけで問題はない。対外的に部長がいなくても、課長が出れば問題はありません。

今後、44名の削減の方針のもと、来年度は13名を削減する。一気に現場から減らすのではなく、職員全体の中で吸収しようといった考えである。

今まで政策的なことは幹部会に諮り、経営戦略会議で案を諮ったりしてきましたが、今後は課長会で横の連絡や政策について調整をとっていきます。

今後も臨時職員、再任用職員を取り入れていきます。

権限と責任を持てるということで、つらい面も乗り切れる。補佐も係長も力をつけてもらえば、40人削減しても乗り切れます。部長を減らしても乗り切っていきます。

課長の仕事は補佐に回す。決裁文書も監視機能が低下しないよう、副市長と統括課長で指揮監督をしていく。また、モチベーションが下がらないよう、統括課長には8級の道を残しながら、改革をしていくなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

初めに、議案第54号 豊明市事務分掌条例の一部改正について討論に入りました。

主な討論の内容は、反対します。時期が早過ぎる。モチベーションの低下。フラット化等機構改革の方法はたくさんある。責任と権限がどこにあるのかわかりにくい。能力、コスト削減を含めて反対とする。

なぜ機構改革なのか。全国1,700ある自治体で、人口5万人以上で合併による状況では参考にならない。住民サービスの低下につながるということで反対。

みんなの意見を吸い上げていない。目的がはっきりしていない。はっきり明確な回答がないので、反対とする。

賛成の立場で、何度も説明をしても、同じことの繰り返しであると思う。行政経営部が努力をしてきた。意思決定の迅速化、課長の全体会、大変期待をしている。幹部会から伝わったものが直に伝わる。市長以下自治体の補助機関であり、賛成とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第54号は賛成少数により否決すべきものと決しました。

続いて、議案第55号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正についての討論に入りました。

主な討論の内容は、議案第54号とつながっている副市長の2人体制、皆さんの意見調整の中、津島市、碧南市、刈谷市、小牧市など2人体制で行っている。うまく使っていけばよいので賛成とする。

反対。部長制廃止としてセットでできたものであるので反対とする。

1人から2人案であるが、トップにしっかり働いてもらう。副市長の給与で1,700万円かかるので反対とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 55 号は賛成少数により否決すべきものと決しました。

続いて、議案第 56 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

質疑に対する主な答弁は、時給 2,500 円は、課長補佐から部長の平均時給です。1日6時間の10日分で15万円です。業務内容は3点で、行政経営改革、業務改善、その他市長の特命に関することです。

平成 16 年に機構改革を行いました。その際、経営戦略会議を設置いたしました。その要綱の中に、行政経営にもNPMの考えを浸透させていかなければいけないということになりましたので、経営アドバイザーを置くことができることとしたものです。

民間のノウハウを行政の中で活かしていきたい。勤務評定、人事評価制度改正のため、総合的に理解のできる方を人選したいと考えています等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、経営アドバイザーについては賛成です。平成 16 年の要綱設置にかんがみ、いろいろと活用できる。1月1日に間に合うように賛成といたします。

反対の討論として、機構改革、行政の役割、住民の公共、効率化、コスト削減、住民サービス後退傾向、本市には経営のベテランの職員、部長がいるので、そこと協議するので、民間のアドバイザーは要らない等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 56 号は賛成少数により否決すべきものと決しました。

続いて、議案第 57 号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 57 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 62 号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 62 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

質疑に対する主な答弁は、機構改革に関する内容は、機構改革システム改修委託料 13 万 5,000 円です。これは副市長2人の勤務管理コード変更、出勤状況、部長制廃止に伴う統括課長への変更です。

財政課関係としては 84 万円です。財政関係電子決裁、課長どまりを統括課長、副市長に変更及び紙ベース副市長2人分の変更です。

機構改革システム改修委託料 112 万 5,000 円は、住基、税シビオン、パワーエッグ、GIS、公用車システムの変更です。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、議案第 54 号、第 55 号、第 56 号、すべて必要ということで賛成をしておりますので、議案第 66 号は賛成です。

議案第 54 号、第 55 号、第 56 号、すべて反対ですので、議案第 66 号は反対です。

議案第 54 号、第 55 号、第 56 号に反対をしており、その辺の手だてを考えていただきたいが、議案第 66 号は反対です。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分については、賛成少数により否決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.19 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

続いて杉浦光男福祉文教委員長、登壇にて報告をお願いします。

#### No.20 ○福祉文教委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名をいただきましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る平成 23 年 12 月 13 日午前 10 時より、全委員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催し、全議案を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 58 号 豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 58 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 61 号 愛日地方教育事務協議会規約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 61 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 65 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 65 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第 4 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

小学校の扶助費について、小学校の対象者は 240 名であります。今後 15 名増え、255 名と見込んでおります。また、中学校の対象者は 155 名のところ、今後 10 名増える見込みで、165 名を見込んでおります。

老人福祉費の定期巡回・臨時対応サービス等委託料につきましては、要支援 1 から要介護 5 までの認定を受けた方が対象となります。福祉ベルにつきましては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯なども対象に含まれますので、対象者が違うために、ここには含まれません等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 66 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 67 号 平成 23 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 67 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 69 号 平成 23 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 69 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

#### No.21 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

続いて近藤郁子建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.22 ○建設消防委員長(近藤郁子議員)

議長よりご指名がありましたので、建設消防委員会に付託されました議案について審査

経過と結果についてご報告申し上げます。

去る平成 23 年 12 月 14 日午前 10 時より、全建設消防委員と市長並びに関係職員の出席のもと委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

最初に、議案第 59 号 豊明市市民緑地条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対しての主な答弁は、桶狭間市民緑地の返還は地権者全員の意向です。契約は3月までで、設置されていたベンチ、照明は既に撤去し、市の費用負担は 40 万円です。

その他の市民緑地については、西大根市民緑地は、330 平方メートルの地権者より、契約の継続はしない旨の申し出があり、返還することとなりますが、1,000 平方メートル以上残り、継続します。

仙人塚市民緑地は従来どおりですなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 59 号 豊明市市民緑地条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 60 号 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の設置についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対して主な答弁は、消防通信事務広域化のデメリットは、119 番の受付事務、災害種別の決定、出動隊の編成、現場指揮隊との連絡、指揮など運用面の統一を図る必要があり、検討していかなくてはならないことです。

協議会の負担割合は、国勢調査人口による案分で、尾三消防組合で 60.46%、豊明市が 22.65%、長久手市が 16.89%で、12 月6日現在の試算での内訳は、消防通信指令システム関係が約3億 5,700 万円のうち、豊明市分が 9,900 万円強、消防救急デジタル無線が約3億 2,900 万円のうち、豊明市分が 9,900 万円強になります。

現在使用しているアナログ無線は、平成 28 年5月まで残り、ほかのものは使用できませんなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 60 号 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の設置については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 63 号 愛知中部水道企業団規約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 63 号 愛知中部水道企業団規約の変更については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 64 号 尾張農業共済事務組合格約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 64 号 尾張農業共済事務組合格約の変更については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 68 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

直ちに、質疑に入りました。

質疑に対して主な答弁は、今回の繰上償還は6%以上の金利のもの1本で、償還額は2,950万2,248円です。

平成 25 年3月末までに金利の高いものが 13 本あり、来年度以降も繰上償還を実施していきますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 68 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました議案6件の審査経過と結果について報告を終わります。

No.23 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.24 ○議長(平野敬祐議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 54 号については討論の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、月岡修一議員。

#### No.25 ○18番(月岡修一議員)

それでは、議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について、賛成の立場で討論を申し上げます。

豊明市の将来を俯瞰したときに、決して行財政の改革の手を緩めてはならないと考えています。

その時代の行財政の状況を的確に把握し、近未来の展望が読み取れなくては、改革を押し進めることは不可能です。石川市長には多分、豊明市の近未来像が見えているのかもしれませんが。

本市の行財政改革の一環として、既に職員数の定数削減が、明らかな数値目標として掲げられています。

そのときの体制を十分に勘案した上で、庁舎全体がどのような動きをすれば、十分な機能を果たすことができるのか、今からシミュレーションを押し進めても、決して早くはないと感じています。

さらには、地方行政の財政状況は、現在の世界の経済状況から判断して、さらに混迷を深め、厳しい試練が訪れるものと判断せざるを得ません。

しかし、行財政改革には、だれもが簡単に挑めるものではありません。逆流の中をあえて挑む強い体力と精神力、そして不退転の決意がなくては、改革をなし遂げることは、不可能といっても過言ではありません。

石川市長は、その分において相応の覚悟を抱いて、今般の機構改革の提案に至ったものと理解をいたしております。

今般の議案第 54 号に対しては、さまざまな意見があるようです。機構改革の内容に相当の不満が渦巻いていることも承知いたしております。

多くの議員の皆さんや職員の皆さんが指摘をされている問題点は、もしかすると、すべてが正しい指摘かもしれません。



しかし、市長として豊明市の将来をかんがみ、孤軍奮闘する石川市長の政治姿勢に手を差し伸べないわけにはまいりません。微力ながらも、市長の背中を押して差し上げたという決心に至りました。

私は一議員として、市長の決断による機構改革をなし遂げるべく、第一歩を明確な態度で臨まなければ、今後の機構改革の扉を開くことはできないと判断をいたし、賛成の立場を表明させていただきました。

しかし、市長さんに申し上げますが、行財政改革は大勢の力をかりてなし遂げるものです。改革は、それなりの手順を踏まえてなし遂げるものであります。

さらには、大勢の見識者の意見も、職員の意見も受け入れて実行に移す度量が必要です。その部分をおろそかにされますと、どれほどの理想を説いて聞かせても、どれだけの努力を積み重ねても、改革の成功は夢の中に押し込めるだけにとどまってしまうです。

今般の議案第 54 号の結果が、どのような結果になろうとも、市長として心を折ることなく、泰然自若として、その結果を受けとめていただきたい。

改革に挑む姿勢は、天を恨まず、人を恨まず、豊明市民を代表する賢者として振る舞うその姿勢が、やがては新たな道を切り開き、次回の提案と成果につながるものと期待を申し上げて、賛成討論といたします。

#### No.26 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、近藤千鶴議員。

#### No.27 ○10番(近藤千鶴議員)

議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について、公明党市議団を代表いたしまして、反対の立場で討論を行います。

組織の見直し、経費削減、フラット化、スリム化を目的とした機構改革自体には、反対するものではありませんが、機構改革原案検討会議資料の部長制廃止に関する問題点等を見てみますと、数多くの危惧、不安、反対という声があります。

仕事量が増える、精神的に追い込まれる、貴重な人材を失うことになりかねない等々の意見が出されております。

なぜ、今やらなければいけないのか、目的がいまいち、はっきりしていません。

また、統括課長の役割が明確になっていません。調整機能、縦割り行政の機能が失われることになりかねません。このままいきますと、職員のモチベーションの低下、市民サービスの低下が考えられます。

また、今のままでは職員の動揺があると考えられます。確かに、命令は早くなるかもしれませんが、意思決定、政策決定は遅くなります。

財政的な問題もあり、一度やらせてみればいいとの思いもあるかもしれませんが、もっと

大切なものに人の心があると思います。

職員が納得していないと絶対に成功はしません。もう少し時間をかけて、職員によく周知をしてから行っても遅くないと考えます。

今回提案のあった機構改革の実施については、総合的に考え判断をいたしまして、この議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正と関連して、次の議案第 55 号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正については、2 議案とも反対といたします。

#### No.28 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、近藤善人議員。

#### No.29 ○6番(近藤善人議員)

それでは、豊明市事務分掌条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

この改正は、部制を廃止し、組織をフラット化することです。これまでの細分化された階層の多いピラミッド型の組織は、日常の定型業務をこなしていくことには適していましたが、1つの案件に対し説明、報告、協議、決裁などに時間と手間がかかるという面もありました。

スピーディーな情報伝達や意思決定は、新たな課題への対応が求められている変化の激しい環境で、特に有効に働きます。

組織をフラット化することは、職員の自立を基本とした組織運営の方法であり、職員一人ひとりに担当業務の実質的な責任者であるとの自覚を促し、業務への主体的な取り組みを促します。

何か新しいことを始めようとするとき、必ずリスクはつきものです。リスクをおそれて何もしないことは、楽でいいのかもしれませんが、何の進歩発展もありません。

石川市長が当選したのは、改革を旗印に数々のマニフェストを挙げ、それに市民が賛同した結果であるのは明らかであります。

この議案第 54 号も市民の声であると思います。これを否決することは、市民の声を無視することであり、市民の代表である議会としていかがなものでしょうか。

今、市民が望んでいるのは、この豊明市の市政、議会を変えてほしいという声であります。

以上の理由によって、この議案第 54 号に賛成するものであります。

以上で賛成討論を終わります。

#### No.30 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.31 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について反対の討論をいたします。

また、議案第 55 号についても関連議案でありますので、ここで一括討論を申し上げておきます。

来年度に施行される機構改革にあわせるための条例改正であります。委員会でも、この改正に関してさまざまな問題があることを申し上げてきました。

1点目に、改革とは常に住民サービスの向上を目指すものでなければなりません。住民サービスの後退を招くことにつながることから、反対をする立場をとるものです。

今回の改革の目的は何か、何のために部長制を廃止しなければならないのか、その答えは明瞭ではありません。

何かといえば、意思決定の迅速化、組織の効率化、人件費の削減などと、抽象的な言葉を繰り返すばかりで、そのビジョンや理念が全く伝わってまいりません。

さて、ここで地方自治体の役割は何かということを押さえておく必要があります。

地方自治法第1条に、住民の福祉増進を図るとしてありますが、その担い手は公務員です。

公務員は、市役所に入ると、さまざまな職種を経験し、さまざまな職種に精通し、公務員としての専門性を身につけていきます。

専門性とは、知的財産であり、市民の財産でもあります。この専門性を活かし、地域全体を相手に貢献していく公務員には、総合的な判断力や広い視野が求められます。

そうやって力をつけてきた最高位が部長職であり、その専門性に誇りを持って、豊明市のまちづくりのために働いてもらうことが、住民サービスの向上につながるようになります。

ところが、部長職を統括課長に置きかえる。しかも統括課長は課を担当しながら、課間の連絡調整をするだけであれば、経営戦略会議に参加しても、現在のように総合的な判断力で政策決定に加わることは弱くなります。そうすると、実権を握るのは市長や副市長となり、独裁型行政が可能となってまいります。

また、一つのチェック機関が弱くなれば、さまざまな問題が出てまいります。このことが住民サービスの低下を招くことは当然であります。

2点目に、本来なら市民からも意見を取り入れることが必要であったにもかかわらず、そのような努力をなされなかったのは大変残念であります。

ただ今回、職員から意見を取り寄せられました。その資料を見ますと、私の予想をはるかに超えて、ほぼ八十数件、全員の意見が反対や批判、危惧する声でありました。

例として、チェック機能の低下を招く。それから、課長は議会や議員対応に忙殺され、本来の仕事ができない。また、トップダウン型の運営が主流になる等々であります。

ここで申し上げますのは、公務員は憲法で住民全体の奉仕者であり、一部の奉仕者で

ないと定められており、公務員は「すべて全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います」といって宣誓書を書いて、職務についています。

このことは、公務員の専門的な知識や能力を、住民の福祉の向上、権利の保障のために発揮しなければならない責務を負っています。

そのため、首長との関係では、専門家としての公務員の立場から、専門の知識、能力、識見、職業倫理を生かして政策の決定、執行が、住民の権利、利益に奉仕するものとなるように協力をする義務を負っているということになります。

これに対して、首長が反市民的な施策を強行しようとする場合には、それに対して意見を述べ、改めさせるよう努力をすることも、公務員に課せられた責務であるといえます。

このことからかんがみて、今回の職員からの反対や批判の意見は、真摯に受けとめるべきではないでしょうか。

とにかく、直接影響のある市民や職員から納得が得られないままの導入は、市民サービスの後退を招くもとにもなります。

3点目に、全国を見ても、本市が参考にしようとする部長制廃止、これを導入している自治体は、3万人以下の小さな自治体ならいざ知らず、5万人以上でも2市しかなく、そのことで、この2市の村上市や佐渡市の様子を尋ねてみましたが、この2つの自治体は合併によって、小さな自治体から大きくなり、環境の変化に対応できなくなり、部長制を導入したが、慣れないことから部長制廃止に踏み切ったそうです。

豊明市とは環境が全く違っており、参考にならないということです。

ただ佐渡市では、部長制を廃止したことによって縦割り行政が顕著になり、各課間のコーディネートをしなれないといけませんが、部長がいなくなってしまったので、それができなくなり、市民サービスに弊害が出ている状況になったので、見直しの声が出始めているそうです。

このような状況が部長制廃止によって生まれているのであります。このことで、本市の職員からも危惧する意見が出されているのは確かであります。

とにかく、部長制廃止が市民にとってよいことなら、全国で約 1,700 ある自治体に導入されていてもよいはずであります。残念ながら参考にすることができません。

以上、申し述べましたが、市民サービスに直結する機構改革でありますので、事は慎重に運ばなければなりません。申し上げた点をとってみても、とても賛成できるものではありません。

ここで、つけ加えて申し上げますが、管理職のポストを減らすことにより、現場職の職員削減が少なく済むなどの論理が出されておりますが、機構改革と職員削減問題とは別問題であるとして考えるべきことを、ここで申し述べておきます。

議案第 55 号については、これも第 54 号と同様の理由によって、これも反対の立場としておきます。

以上です。

No.32 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.33 ○15番(杉浦光男議員)

議案第54号 豊明市事務分掌条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

現在の地方自治について考えると、地方分権、それから市民参加、協働、自立などが、キーワードとして叫ばれています。

また、職員に対しては、親方日の丸だとか甘えなどというバッシングも言われます。

これは全く正しい言葉ということではなくて、ある一面をあらわしているというふうに私自身は理解をしております。

けれども、現在の地方自治の情勢は、この機構改革も含めて行財政改革と、ありとあらゆる面で模索をしているのが実情だというふうに思います。

どのようにやっていったら、市民の幸せにつながっていくのかということも模索をしている。その中で今回の機構改革が提案されてきたというふうに私は考えます。

そして、過去の本議場における一般質問で、他の議員あるいは私も含めて、縦割り行政の悪い点はどういうところか、もっとこうしたらよくなるんじゃないだろうかとか、機構の簡素化はできないだろうかとか。それから、職員の意識の問題、公僕としての意識、それから仕事に取り組む意識、そういうものを高めるにはどうしたらいいか。それから、職員一人ひとりのみずからの政策遂行能力、これを高めるにはどうしたらいいのか等々が質問として出され、答えをいただき、お互いに深め合ってきたというのも事実です。それがまた実践されてきたというのも、事実であろうというふうに思います。

そして、今回の機構改革についていえば、いろんな意見がございますが、私は、市民の向上だとか、市民と行政の一体化というのは、極めてこれは重要なことだと思いますが、そこに近づく割合と早い道ではないかなというふうに考えるわけです。

そして、それは従来からの固定観念、明治以来の国・県・各市町等の縦割り、上からのこういうピラミッドの固定的な行政組織の変容というか、今、変わっていく時代にあるのではなかろうかというふうに考えているわけです。

それとあわせて私たち人間の価値観の変容でもあります。市民の価値観、職員の価値観、議員の価値観、価値観の変容の時代でもあろうというふうに思うわけです。

そうすると、このことについては私は完璧というふうには考えません。いろんな反対意見も出ました。もっともだというふうに思います。

どの意見も、ある聞き方によっては私は正しいというふうに正直思うわけですが、優秀な職員と私たち議員が支えれば、必ずでき上がるかなというふうに思うわけです。

そして、それができれば全国に発信していただいて、行政視察で議員の皆さんがここに

来ても、自信を持って語れるように、あるいは自信を持って仕事ができるようになれば、この上ない幸せだと思います。そういう視点で賛成をいたします。

以上です。

#### No.34 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、川上 裕議員。

#### No.35 ○1番(川上 裕議員)

議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について、清新会を代表して反対の立場で討論をさせていただきます。

少し細かい話になるかもしれませんが、重要なことですので、私なりの表現で焦点を5点に絞ってお話しさせていただきます。

1つ目、風通しという面から。

これは最も基本的なところですが、私には機構改革の全体像というか、将来構想が打ち出されていないと思われる中で、現組織体制のどこに悪さがあり、問題があるのかが見えなくて、明確にされていません。

例を挙げると、組織そのものが悪いのか、人の資質が悪いのか、仕事のやり方が悪いのか、そういうようなところも詰められていないような気がいたします。

もう一つ例を挙げると、細かい話ですが、フラット化により意思疎通を迅速にさせるということを何度も言われています。しかし、それは上から下へは通りはよくなるでしょう。しかし、その逆に下から上へは、果たして通りがよくなるかどうかは、はなはだ疑問であります。

それは統括課長は今までの部長というクッションがなくなり、キャッチボールも少なくなり、直接副市長への報告等をするということで、これがかなりしづらくもなるということです。

そしてまた、副市長も細かくは指導できないということから、情報が滞るような場合もあるということです。

そういう意味で無駄の排除、部署の有効的な統合、市民の目から見た窓口の統合とかという視点から見て、身近な改革等から進めていったほうがよいと思います。

したがって、なぜ部長廃止なのかが、よく伝わってきません。

2つ目、職務増とその弊害という面から見てみますと、フラット化による統括課長の職務増は、副市長と分散するので大した負担にならないと、何度も答弁されましたが、本当にそうなのか疑問であります。

特に、従来のラインとしての課長職務と、経営感覚を必要とする部長職務が増えた統括課長は、今現在、職務分掌も明確にはなっていないと思われる中では、幾ら効率化、迅速化、モチベーションアップを目指していると言われても、「はい、そうですか」とは、とても言えるものではありません。

フラット化、まあ「文鎮化」という言葉も使われておりますが、文鎮の重さでつぶされるようなことでは、また意味がありません。

多くの民間ではある程度、実力成果主義で実績を上げれば、賞与に即反映するので、確かに士気が上がることは十分ありますが、行政はもともとそういう類の仕事ではなく、住民に対して、あるいは市民に対して目を向けている仕事をしているので、そのところは観点が違うような気がしてなりません。

そういう意味で、部長がいなくなり、統括課長と副市長に変わるということは、上下間の連携、横の連携にも不安を覚えます。

このことで特に懸念されることは、上下間で仕事を通じての指導、教育を行う、いわゆるジョブトレーニングが、時間的にも、環境的にもできにくくなるのが懸念されます。これは将来を踏まえて大変な損失であります。

ついこの前も、福井大学病院のことが出ておりましたけれども、看護師をベテランと若手の2名体制にしてやることによって医療ミスが半減、それはその都度のジョブトレーニングが大ききいております。そしてその結果、残業も少なくなっているというような報告も聞いております。

また、そういう環境について、ドラッカーも言っていますが、「フォーマルな仕事を遂行するために、インフォーマルな仕事、人間関係が必要だ」と切々と説いています。このことは無駄ではなく、業務遂行に十分かつ必要な条件の一つだと思っています。

また、課長会を頻繁に開き連携をとると言われていますが、極力、課長会は減らし、大切な時間は有効に使うべきだと思います。

そういった意味でも、ピラミッド型組織のほうが、行政組織としては責任、権限が明確でわかりやすく、上下間や横の関係にも安心と信頼感が生まれ、業務もスムーズにいくと私は判断しております。

3つ目、働きがいという面から見ますと、部長制廃止は、昇進、昇級の幅が狭まり、働きがいの意欲も薄れ、組織の沈滞化も心配されることが予測されます。

また、そのことから優秀な人材を失ったり、優秀な新人が入庁してこなくなるということも懸念されます。

それよりも、役所の人事評価等の変更は難しいとは察しますが、能力成果制度に目標値を設けるとか、仕事の達成感を反映させるなどして、士気を上げる等の検討を、まず先に進めていただきたいと思います。

4つ目、組織は人であるという面から。

一番大切なことは、組織は人であるということを忘れてはなりません。絵に描いたものを単に動かすのではなく、魂の入った人間が働くのであって、ただ単に、人を削るというようなことからアプローチするのではなく、当たり前ですが、働きがいのある職場をつくり、また活力のある職場をつくっていくことが、トップとしての重要な役割であると考えます。

5つ目、市民への還元という面から。

確かに、今回の5,000万円弱の削減額は非常に大きいです。それにかわる施策で、短期に財源を生み出すということは難しいこととは思います。

しかし、人件費削減ありきではなく、経験、知識が豊富な人材を活かし、市内外への営業、渉外を強めるとか、ついこの前も、ご存じのように東郷町では、子育て支援で不動産屋さんで人を誘致するような営業を始めているというようなこともありました。

そんなようなことで、そのようにテーマごとのプロジェクトの活用を強化して、組織の活性化を図り、士気の上がる市役所をつくっていくということのほうが、税収増、経費削減等もでき、将来、それで必ず市民に還元できると考えています。

最後になりましたが、今回の提案は、市長の言われる4年での職員の削減を進めることも含めて、豊明市の将来を占う意味でも意義があることです。

これは私たちも真摯に受けとめて、改善に取り組んでいく姿勢を常に持っていきたいと思っています。

そして、これをきっかけにして、職員の皆様もさらに業務に励んでいただくことをお願いして、今回の部長制廃止に反対の討論とさせていただきます。

以上の内容に関連する副市長の2名体制にも反対をさせていただきます。

以上で終わります。

#### No.36 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、山盛左千江議員。

#### No.37 ○14番(山盛左千江議員)

議案第54号 豊明市事務分掌条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

部長制廃止、それから副市長2人体制は、ともに機構改革に大きく寄与するものだと判断しております。

私が考える機構改革の効果は5つあります。

部長と課長の事務の重複の解消、意思決定の迅速化、責任の明確化、行政のスリム化を進める中で、現場職を減らすより管理職層を減らしたほうが市民への影響が小さい。また、人件費削減による4,900万円ほどの財源の確保、その5点であります。

部長制廃止については、今まで多くの議員が討論をしまいいりました。少し前の委員長報告も聞きました。答弁を中心に委員長報告はされましたが、その答弁の中には、議員が言われたような不安や問題点をことごとく払拭するような、しっかりとした答弁であったというふうに、今、委員長報告を聞いて確認いたしました。

職員のやる気、何とか頑張ろうという意思が、その答弁の中から私にはびんびんと響いてまいりました。



確かに、部長制廃止の問題はあるでしょう。調整機能の低下だとか、課長のオーバーワーク、また全国で例が少ないと、そういったこともありました。さらにモチベーションの問題も指摘されてきました。

しかし、私は職員の答弁にもありましたが、本当にそれが議員の想像や、まあ予想といえますか、どのように進むのかなと、私はそう疑問を感じております。

例えば、課長や係長が決裁をしている割合は、およそ7割であると答弁がありました。部長以上は3割です。部長と課長が同じ会議に出席していることもある。それも事実であります。

部長がいなくなったことで、課長の権限がそれほど過重になってしまうのでしょうか。今の割合や現状から見ると、十分私は吸収可能ではないかと感じております。

もちろん、副市長が2人になるわけですから、その分で十分カバーできるのではないのでしょうか。

ましてや、部長廃止を1人の課長がすべて負うわけではないです。その下には補佐もいます、係長もいます、職員もいます。全体として部長がいなくなったものをみんなで支え合う。そうした協力体制がかなうならば、この機構改革は必ず成功していきます。

まして、そういった組織に変えていくことが、今回の部長制廃止の大きな目的であったというふうに感じております。

最近ですが、若手の職員の何人かに、このことについて聞く機会を得ました。部長や課長については今、いろんな議員がおっしゃられたように、たくさん問題点が出されております。

その問題点の聞き方は、どういった不安がありますかと、それを聞くための質問であり、回答書であったというふうに説明がありました。

とするならば、じゃどんなメリットがあるのか、逆に部長制を廃止しなかったときの問題はどこにあるのか、そういった聞き方はしなかった、していないわけです。

ましてや、課長以下の若い職員には、どういう考えがあるか、これに賛成するのか、あるいは問題だと感じるのか、そういったことも十分聞かれていません。

それは幹部会で話し合われたことが、部長から課長、課長からその下へしっかり伝わっていない、意思の迅速化が図られていないことの私はあかしたというふうに理解をいたしました。

若手の職員に聞きますと、部長がいなくなる分は、来年度13人職員が減りますが、その13人のうち7人が一般職から、管理職から6人減らして13人。来年度、その13人、採用削減の分を吸収しようという考えなわけですけれども、部長の分がすべて現場職においてくるわけです。

そういったことは若い職員は知りませんでした。「じゃ、部長がいなくなったときの課の全体の問題と、現場職がいなくなったときの課の問題と、どっちが大きいですかね」と聞いたら、「ああ、そういうことは考えていませんでした」、「そういうことは聞いていませんでした」

と答えました。

提案説明の中にも、委員長報告の中にもありましたけれども、市当局は今回、44人の人の削減、全体を見た中でこの機構改革を提案してまいりました。職員にそのことが正しく理解されておらず、実害、実影響のある部長、課長からの多くの問題点や不安が出されていたというふうに考えております。

みんなで協力していこうという、その皆さんの気持ちが今回、議員に伝わっていなかったというふうに感じております。

議会の中では、部長制廃止の問題点についてたくさん触れられましたけれども、ではその逆、部長制がこのまま残ったときの影響、それはどういったことなのかを、もう少し整理しておきたいと思えます。

管理職と一般職のバランスの問題です。

ただいま申し上げましたように、13人の職員が削減されます。部長制廃止が実現できれば、来年度、現場職は7人の削減で済みますが、否決されてしまえば、消防を除く6人の部長の分、現場から職員が余分に減らされることになります。

このまま部長制を続ければ、確実に管理職層の率が上がり、課長や係長が担当職員の実務を担わざるを得なくなる。部長制廃止の影響が課長に重くのしかかる。すなわち市民にも影響が出るというふうに考えております。

将来の豊明市全体のバランスを考えれば、遅かれ早かれ、部長職廃止に着手しなければならぬ、避けて通れないというよりも、避けて通ってはいけぬ部分であると考えております。

職員の不安感、負担感は、それはあるでしょう。長く慣れ親しんだ組織を変えることに抵抗感もあるでしょう。けれども、「豊明市を変える」と言った市長が誕生したのですから、市長の補助機関である職員の皆さんは、この改革を受け入れる覚悟を持っていただければなりません。

それはある意味、議会も同じではないでしょうか。「抵抗勢力と言ってほしくない。反対のための反対はしない」と議場で発言されました。ならば、市役所にどういう改革をすべきなのか、代替案をきちっと提案すべきでしょう。

さらに言えば、事業仕分けも入札改革も今回の機構改革も、市が財源を捻出するための改革に、議会が水を差し、ブレーキをかけるようではなりません。

その一方で、例えば今回の一般質問で、がん検診の充実や介護保険の減免制度、障がい児の特別支援学校の設置、外国籍の子どもたちへの資金援助など、多額の財源が必要とする要望を重ねる議員のありようは、市民の目にはどう映るのでしょうか。

ある議員のブログにこんなことが書かれていました。「打ち出の小づちはない」と、そういうことでしたね。そのとおりだと思います。

財源確保のために議員がまず身を削ったらどうですか。そんな声が市民から聞こえてくるんじゃないでしょうか。

議題に移りますが、全く痛みを伴わない改革はないと思います。

管理職が率先して身を削り、現場職員の削減を抑制すると、市民サービス向上のために覚悟を決めたのですから、ここは任せてみるべきだと私は考えます。

自治法の中に、地方公共団体は常に組織及び運営の合理化に努めるものとする、というふうに書かれています。常に前進あるのみ、改革あるのみだということです。

この自治法の精神をきちっと受け入れた今回の機構改革だったというふうに私は感じております。

部長制を廃止したときの問題例はいろいろありました。議員からも指摘し、職員からも問題点が指摘されました。しかし、それを克服していくことが、今の地方自治体に求められていることだというふうに感じております。

今回の機構改革が、ぜひ成功しますように心から願っております。

1つだけ最後に、きょうの中日新聞の報道を紹介しておきたいと思います。

これは瀬戸市の市民アンケートですけれども、職員、議員が多過ぎると、そういった意見を持っている人が大変多かったというような新聞記事がありました。

豊明市の職員の1,000人当たりの割合ですが、これは瀬戸市は5.5人、近隣で一番少ないのは瀬戸市の5.5人です。豊明市は7.4人でした。それを上回るのが長久手町の7.6人ですけれども、新聞に報じられていた中で、豊明市は2番目に多い人数でした。

これには消防が入っていたりするので、多少自治体によって、この数字が正確とは言い切れない部分もあるとは思いますが、この数字を市民が見ればどのように感じるのでしょうか。そのことをきっちり職員も議員も意識して、この機構改革への賛否を決定していただければと思って願うところであります。

以上で私の討論を終わります。

#### No.38 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、三浦桂司議員。

#### No.39 ○7番(三浦桂司議員)

議案第54号 豊明市事務分掌条例の一部改正について、市政会を代表して反対の立場で討論いたします。

今回、突然の部長制度廃止の目的が見えません。どういう位置づけとしての機構改革なのか、理解しがたい答弁の繰り返しで、納得のいく回答はいただいております。

機構改革にこれだという形はありません。問題点を精査しながら、人口に見合った、環境に見合った、地域性に見合った課の再生、係の再生で、時代に見合った形にもっていくのが、その時々々の機構改革であります。

機構改革は今に始まったことではなく、平成16年、直近では平成22年の4月に機構改

革をしております。その検証はなされたのですか。

市長が職員の心を把握して、市長の考えを伝えて、意見が違う職員に対しても説得するという過程を省略しているように思えてなりません。

具体的事例を挙げずに、機構を変えればすべてがうまくいくという考えは、拙速だと考えます。

機構改革には費用が伴います。その点をあいまいにしたまま、見切り発車をする必要性はどこにあるのでしょうか。概念論、総論だけで大切な血税を使うことに疑問を感じます。

まず、今回の部長制度廃止に伴う4,900万円という削減効果は、一つの見方に過ぎません。4,900万円という数字がひとり歩きをしておりますが、この中には事務的経費が含まれていないということ。また、4,900万円の削減というのは、13名の職員を削減する職員の中に、6名の職員を含めている数字であるということ。

つまり、新規採用を抑制した削減効果を含めた金額が4,900万円という数字であり、部長制度を廃止しなくても、人員削減計画で生まれる数字も含まれております。

部長制度を廃止すれば、あたかも4,900万円削減できるような新聞発表は納得できるものではありません。

この理論でいけば、相羽市長時代は四十数名の職員を削減した結果、毎年、4億円近い削減効果が生まれたということを聞いております。実態にそぐわない数字を一般論としてマスコミに記者発表する姿は、いかがなものかと思えます。

一般市民の方には、この4,900万円の削減効果があるのなら、やってみればいいじゃないかと、そういう方もおられるでしょう。豊明市役所はいつからこういう発表をするようになったんですか。

また、行革委員さんにお聞きしました。説明があったそうですけれども、委員さんに聞いたところ、いきなり招集をかけられて、一方的な数字や都合のいい理論を述べられて、「どうですか」と問われた。「それならばやってみよう」、「やればいいじゃないですか」と、その委員さんは言うておられました。

しかし、後で「こういう問題がありますよ」、「こういうこともありますよ」と言ったら、「いや、そんなことは聞いていない」と、そう言うておられました。

結果として、人員削減を先ほどから言われておりますけれども、豊明市は正職を減らして、正職を減らした分、パート、アルバイト、臨職で補っているではありませんか。

保育士さんのように正職と臨職と同じような仕事で賃金格差が、これは大変な広がりがあるんですよ。正職を減らして、アルバイト、パート、臨職を雇わないで仕事をしたならば、本当に仕事をする役所だと評価を受けることになると思います。

9月末に、部長を通じて各課に問い合わせたアンケートにおいても、その内容は、多くの議員が言われているように、その疑問に全く答えておりません。ただ、やりたい、やれるであろう、やってみたい、やらせればいいじゃないかと。

豊明市の行政を手助けしてくれる各区の意見を吸い上げましたか、豊明市民の声を聞き

ましたか。統括課長への負担はもちろんですけれども、調整機能の低下、議会との調整、モチベーションの低下、対外関係など、何一つ明確な答弁はありませんでした。すべて総論で逃げている点です。

日ごろから、タウンミーティングの必要性、パブリックコメントの必要性の重要性を唱えている市長が、なぜ、この機構改革に対して市民の声を聞かないんですか。

部長制度廃止という大変大きな機構改革に対して、これは必要ない。議会基本条例は聞かないといけないと、そう日ごろから言っているじゃないですか。

大事なことは市民が決める、市民にわかるような理論を積み重ねてオープンにして結果を出すと、市長はそういうスタンスではないんですか。

行政のスリム化が目的なのか、経費削減が目的なのか、伝達方法を早くするのが目的なのか、すべてですという答えです。

全国の5万人以上の市町で、先ほど前山議員が言われましたけれども、ほとんどが市町村合併をなされている市しかありません。なぜ全国的に部長制度をしいているのかという点は、検証されましたか。

また、豊明市議会では一問一答式ではありませんので、本会議場で質問事項が各課に飛んだら、課長はどうやって答えるんですか。その都度その都度、課長を入れかえるわけですか。

何で部長制度を廃止したら課長の立案能力が急に向上するのか、それは先ほど川上議員が言われたように人なんです。人材育成なんです。

給与面においても、現部長は統括課長へ格下げされますけれども、給与は部長のまま。意味がよくわかりません。降格された部長が定年を迎えればわかりますけれども、新たに統括課長になった課長が、現在の部長級の給与をいただく。ここで、なぜ4,900万円の数字が出てくるのかがわからないというのが、多くの議員です。

また、各課に聞きにいきましたら、すべての部課長の言い分が違うんですよ。それが4,900万円という数字の根拠になるんですか。

本会議で質問があったように、うまくいかなかったり、行き詰まったら、だれが責任をとるのかと言ったら、うまくいくと信じておりますと。組織というのは、そうそういじることはできません。市長や副市長だけで意思決定が早くなるというメリットはわかります。

しかし、そこで間違った判断を下したり、そのときに統括課長がストップをかけられるでしょうか。職員アンケートによる疑問点は全く解消されておりません。部長制度を廃止すれば、チェック機能がぜい弱になるのは当然です。

このように部長制度の廃止を市民の方に丁寧に説明すると、一様になぜ今なのかと、効果は何なのかと、そう声をかけられて返す言葉がないのが現状です。

パブリックコメント、市民の声を聞いていない議案に対して、間もなく賛成、反対の表明が出ます。トップダウンになり、間違った方向へ進む可能性のある機構改革には、疑問を感じられずにはおられません。

議員各位の良識を信じて、議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正に対して反対いたします。

#### No.40 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 54 号に係る委員長の報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.41 ○議長(平野敬祐議員)

賛成少数であります。よって、議案第 54 号は否決されました。

続いて、議案第 55 号についても討論の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、月岡修一議員。

#### No.42 ○18番(月岡修一議員)

議案第 55 号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論を申し上げます。

現在の豊明市の行政規模において、なぜ副市長2人制が必要なのか、市長の考え方が十分に理解されていないように感じております。

市長としての理想の機構体制と、職員や議員の皆さんの常識的な考え方に大きな乖離が存在しているようです。

一般的には中核都市ぐらいから副市長が2人または3人制になっているようです。しかし、そのことを踏まえてでもなぜ今、豊明市に2人の副市長が必要なのか、もっともっと時間をかけてでも理解を得る努力をする必要があったのではないかと感じております。

先ほどの議案第 54 号に対する討論でも申し上げましたが、行財政改革にちゅうちょしている余裕はありません。私は、この制度は、あくまでも議案第 54 号で提案された機構改革が軌道に乗るまでの手法であろうと受けとめています。

したがって、職員の皆さんの働きが十分な機能を果たしていると理解ができた暁には、副市長を1人に戻すことも可能であると受けとめております。

今、最も大切なことは、職員の皆さんの潜在能力を十二分に引き出すことでもあります。それが実現できたならば、必然的に副市長の2人制が市長の脳裏から消え去らなければ、本物の政治家とはいえません。市長の懐の深さを示す必要があるのではないのでしょうか。

市長の意欲と将来性を重んじて賛成討論とさせていただきますが、将来的には柔軟な

姿勢が求められていることを、つけ加えて賛成討論とさせていただきます。

以上です。

**No.43 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、前山美恵子議員。

**No.44 ○20番(前山美恵子議員)**

議案第 54 号と同様に一括で、先ほど反対討論をさせていただきました。反対であります。

**No.45 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、近藤善人議員。

**No.46 ○6番(近藤善人議員)**

議案第 55 号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

これは議案第 54 号で部制を廃止した場合に、副市長を2名にすることにより、副市長の負担軽減を図り、業務への迅速な対応を図るものでありますから、この議案第 55 号に賛成するものであります。

以上で終わります。

**No.47 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、三浦桂司議員。

**No.48 ○7番(三浦桂司議員)**

手短かに申し上げます。

議案第 55 号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

せっかく市長給与を半減したのに、副市長を1名増やして、1,750 万円という報酬を払うということに対して、市民の理解が得られません。そういう意見が行革審でも出たと聞いております。

以上です。

**No.49 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、山盛左千江議員。

**No.50 ○14番(山盛左千江議員)**

議案第 55 号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正について、いわゆる副市長2人体制について、賛成の立場で討論いたします。

今回の副市長2人体制の改正は、部長制廃止に伴うものであり、当然賛成の立場をとっておりますので、この議案についても賛成であります。

しかし、そのことを除いても、副市長の2人体制ということには意味があるというふうに考えております。

県内で中核市を除いても、複数の副市長制をとっているところが、7市あったというふう聞いております。それほど珍しいことではないということです。

市長が多忙であるということは、議員だけではなく、市民の皆さんもご存じのことだと思います。

市長が市民と直接対話をし、政策やまちのビジョンを練り上げる十分な時間がとれるよう、また、市長がPRに市外、県外に出かけていく時間をつくる上でも、市長を補佐する副市長の体制強化は必要であるというふうに考えております。

ただ、今 54 号が否決されましたので、部長制を残したまま、副市長を2人にするということは、人件費がおよそ 1,700 万円の純増となります。今の財政から見て、とても許されることではありませんので、本件についての単独実施は求めませんが、副市長の役割、そしてまた市長のスケジュールをどのように管理していくのか、そんなことも今後十分検討していただきながら、豊明市のPR、そして豊明市の施策の向上に努力していただくことを要望いたしまして、賛成といたします。

**No.51 ○議長(平野敬祐議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 55 号に係る委員長の報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.52 ○議長(平野敬祐議員)**

賛成少数であります。よって、議案第 55 号は否決されました。

続いて、議案第 56 号についても討論の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、月岡修一議員。



#### No.53 ○18番(月岡修一議員)

議案第 56 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に、賛成の立場で討論を申し上げます。

市長は、ご自身の身近なところに経営アドバイザーを置いて、さまざまなご意見を求めたいとの希望がおありのようですが、この案件も、市長の考え方を理解するには、十分な時間が必要だったと感じております。私も理解ができていない一人かもしれません。

今回の議案で私が一番懸念していますことは、アドバイザーの貴重な意見に耳を傾ける姿勢は大切かもしれませんが、次第にアドバイザーの個人的な考え方や思想に偏ってしまうおそれがあることです。

確かに、そばに有能なアドバイザーが存在することは、さまざまな案件において助けを請うことも多いかもしれませんが、そのことが市長の斬新な能力に陰りをもたらすことになることにも、十分に配慮しなくてはなりません。

経営アドバイザーが、実は市長の精神的な支えとしての存在であることのほうが大であるとしたら、「天網恢々(てんもうかいかい)疎にして漏らさず」と申し上げておきます。

市民からの批判は避けられない立場に追い込まれることを十分に承知の上で、アドバイザーを採用されることを具申申し上げて、賛成討論といたします。

#### No.54 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、前山美恵子議員。

#### No.55 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 56 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

これを設ける動機は、民間経営のノウハウを行政に生かしていきたいために、経営アドバイザーを依頼するとのことではありますが、議案第 54 号でも申し上げましたが、地方自治体の役割は住民の福祉増進を図ることにしており、民間経営になじまない非効率的なサービスを担っているのが行政であります。

本来、行政サービスは住民の意見、あるいは、それを代弁する専門的な知識を有する公務員の意見を尊重しながら議論をしていくべきなのですが、ここ最近、行政に民間の手法を取り入れていく流れが出始めてきました。

それは公共サービスにかかわる財政支出を抑制し、公務の職場に競争的な人事制度を導入し、企画部門を実施部門から切り離し、首長の経営戦略部門を強化させるとともに、実施部門は可能な限り民間化させつつ縮小させていくという流れであり、これは、ひいては小さな行政、公務の市場化へと導かれていくことになります。

現在、市民の生活は大変厳しくなっており、行政の果たす役割が大きくなっているときであります。

だからこそ、今は民間経営ではなく、住民の権利や利益を守る視点に重きを置くことが望ましく、そのことは長年、公務員としての専門性を身につけてこられた職員がおられるのですから、ベテラン職員と十分議論をしていただければ、間に合うことと解釈をするものであり、経営アドバイザーは必要ないと考えますので、反対といたします。

#### No.56 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、近藤善人議員。

#### No.57 ○6番(近藤善人議員)

議案第56号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

経営アドバイザーの導入は、自治体経営に欠けるとされる競争環境やコスト意識を導入することで、効果的、効率的な行政運営を果たそうとするものであります。

今、自治体に求められているのは、厳しいコスト意識に基づく合理的な企業経営手法の導入であり、最近においては、2004年に表面化した大阪市の職員厚遇問題と、その背景にある市財政危機や、2006年の夕張市による財政再建団体申請は、マスコミや社会から大きな注目を浴びることになり、2007年5月には地方財政健全化法が成立し、自治体経営の見直しを求める圧力が一層強まっています。

現実の自治体を取り巻く経営環境は極めて厳しく、少子高齢化の進行により、労働人口は減少する一方で、医療、福祉負担の大きい高齢者が増加しております。

また、経済のグローバル化に伴い、我が国の企業が海外に進出して久しく、国内では東京一極集中が再現し、企業も若者も地方から離れていくことにより税収は減少し、高齢者の増加により行政のサービスコストも増加していくことは明らかであります。

自治体は、こうした厳しい環境下で財政的にも自立を求められており、企業の経営手法を導入しての効果的、効率的な自治体経営を施行していかざるを得ない状況にあります。

以上のことから、本市においても経営アドバイザーの導入は喫緊の課題だと思えます。

以上で賛成の討論を終わります。

#### No.58 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、三浦桂司議員。

#### No.59 ○7番(三浦桂司議員)

議案第56号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、市政会を代表して反対の討論をいたします。

この議案は、補正予算で既に来年1月から予算計上してあります。あと10日ほどで、経

営アドバイザーにどのような人がつくのかはわかりません。市民にも理解されないことでしょう。

委員会では1時間 2,500 円、1日6時間で1日1万 5,000 円、1カ月 10 日ほど平日にお願いすると言われました。

果たして、優秀でお忙しい方に、平日のこの条件で経営アドバイザーとして来ていただけるのか、はなはだ疑問を感じます。

このような専門職は確保するのが難しく、よほど高給でなければ、雇用確保というのはいえないと思います。

疑問を払拭するために、だれを予定されているのかも言われません。石川市長は優秀な提案能力があるので、ご自分の考えをご提示されればよろしいのではないかと思います。

豊明市内の方がご逝去されても、26 万円という慶弔費を、甲電を廃止されております。経費削減と逆行するように思われます。

市長部局以外はいじらずに、なぜ今、経営アドバイザーというのか、議論不足の感は否めませんので、経営アドバイザーには反対といたします。

#### No.60 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、山盛左千江議員。

#### No.61 ○14番(山盛左千江議員)

議案第 56 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

この議案の中には2点含まれておりますが、争点となりました経営アドバイザーの部分のみ述べさせていただきます。

経営アドバイザーは民間の経営、または行財政に見識のあることが条件とされ、このことはさかのぼること7年前、平成 16 年の都築市長のときに設置が明文化されておりました。

今回提案されているアドバイザーの仕事は、行政改革の実施や業務の改善、その他市長の特命に関することとされておりました。

今、ほかの議員の討論の中から、公務員、役所の仕事とは何なのかというようなことについてご意見がありました。なぜ、こういったアドバイザーの設置が必要とされていたのか、それも平成 16 年という時期からということ、よく考えておかなければならないと思います。

国も地方自治体も、行政の無駄に対する指摘はもう数限りなくあります。公の視点が大切だということ、それはもう言うまでもありません。ただし、民間のコスト意識や行政経営のあり方を、この行政が学ぶ、公が学ぶということの必要性も、また今は大変避けられない

部分だと考えております。

体質の改善、また、ぬるま湯体質だというふうに言われている、このやゆにきちっと対応するためにも、民間の視点、経営アドバイザーは必要不可欠だというふうに考えております。

外部の目、民間経営の目で行政をチェックし、アドバイスしていただくことに、議会の立場からも期待しているところでございます。

偏りが出るのではないか、独裁的になるのではないかという心配もございますが、私は決してそのような心配はしておりません。

内部の決定は、幹部会あるいは経営戦略会議で練られております。そして、最終決定は議会が行います。そうした監視機能も働いているならば、わずかな経営アドバイザーに市長が、あるいは市全体が引っ張られるということは、あるはずもないというふうに考えておりますし、議会も、そのことはしっかり精査していけば問題はないというふうに感じております。

報酬については、時給 2,500 円、1日1万 5,000 円、相羽市長当時に置かれておりました情報推進アドバイザーの時給は 5,600 円、1日3万 3,600 円、これと比較しても半額以下と、大変安価に設定されておりました。

その理由は、6月議会の事業仕分けの委託について、外部専門家の費用が1日3万円では高過ぎると、ある会派から大変強い批判を受けたことによるものと私は推察しております。

アドバイザーの審査をする中で、その会派の議員から安過ぎると、今の討論にもそういった趣旨の発言がありました。この額で優秀な人に来てもらえるのかと心配の声がありました。非常に場当たりの発言だなという私は印象を持ちました。

全く議題外の理由で反対されたわけですけれども、幾らなら認めるのか、そういった具体的な案もされないままの否決であったことは、いかがなものかと思っております。

アドバイザーに事業仕分けをしていただければ、事業仕分けを内部で行え、安価で行えと言った議員の意にも沿うことであり、一石二鳥だと感じております。

民間の風を行政に入れ、改革に邁進していただくことを期待し、賛成討論を終わります。

#### No.62 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、毛受明宏議員。

#### No.63 ○2番(毛受明宏議員)

議案第 56 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、清新会を代表いたしまして、反対の立場で討論をいたします。

主な反対の理由は、委員会で質疑をしたところ、他市では複数の経営アドバイザーを雇っているということから、経営アドバイザーはある程度、専門的な立場として位置づけられ

ると考えられます。

今回の議案では、1名、月15万円、1日6時間、月に10日間で、この1人のアドバイザーがどのようなアドバイスをするのか、適切なアドバイスができるのかが、疑問を感じる点でありました。

そしてもう一つが、議案書の平成24年1月1日施行という点で、この後に多少のご説明はありましたが、それにしても本日は12月21日ということで、当局のほうは、ひよっとしたらある程度、目星はつけているのかもしれませんが、それは私は知りません。

だから、議決してからの人選とのことで決まっていけないということでもあります。議案書の表現ですと、施行日まで残す9日間で人選して、決定して、アドバイザーを設置すると受けとめなければならない議案書の内容です。到底、無理に近い状況ではないかと思えます。

アドバイザーとは忠告者、助言者という位置づけで、話を聞くだけではなく、重要な意見を言う立場も含まれます。

そのように見ましても、今回の議案には不可解な点も多く、反対の討論といたします。

#### No.64 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第56号に係る委員長の報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.65 ○議長(平野敬祐議員)

賛成少数であります。よって、議案第56号は否決されました。

ここで、議事の都合により暫時、休憩といたします。

午後零時休憩

午後1時27分再開

#### No.66 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

(議長の声あり)

#### No.67 ○議長(平野敬祐議員)

三浦桂司議員。

**No.68 ○7番(三浦桂司議員)**

議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について修正案を提出したいので、休憩をお願いします。

**No.69 ○議長(平野敬祐議員)**

議事の途中でありますので、後ほど修正案提出のための休憩時間をとります。

それでは、続いて議案第 57 号でございます。

議案第 57 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 57 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.70 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 58 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 58 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.71 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 59 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 59 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.72 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 60 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 60 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.73 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号は委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 61 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。  
議案第 61 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.74 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 62 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。  
議案第 62 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.75 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 63 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。  
議案第 63 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.76 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 64 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。  
議案第 64 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.77 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 64 号は委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 65 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。  
議案第 65 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.78 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は委員長報告のとおり可決されました。  
ここで、議事の都合により暫時、休憩といたします。

午後1時32分休憩

午後2時25分再開

#### No.79 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

三浦桂司議会運営委員長。

#### No.80 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

議長よりご指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、議案第 66 号に対する修正議案第 1 号が提出されましたので、修正議案の提出者から提案説明をしていただき、説明の後、修正議案に対する質疑を行い、その後、討論・採決を行います。議案第 66 号につきましては、原案と修正議案を含めて討論し、採決については修正議案、原案の順に行います。

なお、修正議案が提出されましたので、内容の変更、討論の通告をされていない議員についても討論を認めることにいたしましたので、申し添えます。

さらに、お手元に配付されておりますとおり、動議第 2 号 豊明市議会基本条例特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査についてが提出されましたので、本日の予定議事終了後に日程に追加し、動議の提出者から議案説明をしていただき、説明の後、質疑を行い、その後に討論・採決を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.81 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦勞さまでした。

議案第 66 号については、お手元に配付をいたしましたとおり、修正議案第 1 号が提出されましたので、豊明市議会会議規則第 40 条の規定により、提出者を代表して安井 明議員より提案理由の説明を願います。

安井 明議員、登壇にて説明願います。



**No.82 ○16番(安井 明議員)**

それでは、議長よりご指名がありましたので、修正議案第1号の提案理由を説明いたします。

議案第66号 平成23年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本日否決をされた議案第54号、第55号、第56号に関連し、第2款 総務費のシステム改修と経営アドバイザーに係る255万円を削除し、財政調整基金に積み立てるものであります。

なお、この修正による歳入歳出の総額は変わりません。

以上で提案説明を終わります。

**No.83 ○議長(平野敬祐議員)**

ご苦労さまでした。

これにて、修正議案の提案説明を終わります。

これより、ただいま提出されました修正議案に対して質疑に入ります。

なお、修正議案につきましては、豊明市議会会議規則第41条の規定により、提出者及び説明のための出席者に対しても質疑をすることができますので、念のため申し上げます。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.84 ○14番(山盛左千江議員)**

議案の数字ということではないので、そのことをご理解して答弁をいただきたいと思うんですけども、今、提案説明の中に委員会で反対をされたという、まあ委員長報告もあったわけですけども、反対されるときに、国からの10分10補助であるとか、自立支援や後期高齢者や福祉医療など、必要に迫られた必須の財源も含めてあった総務委員会での審査だというふうには理解しておりますが、そういったことによる影響も十分加味されず否決されてしまった。

本来であれば、修正案をその場で、この本会議ではなく、修正案を委員会の中において提出されるのが、一番筋であったかというふうに思いますが、この時期になった理由について説明をいただきたいと思います。

**No.85 ○議長(平野敬祐議員)**

修正案に対する質問でございますので、委員長報告に対するものではございませんので、質問者は十分に吟味された質問に変えてください。

**No.86 ○14番(山盛左千江議員)**

いいですか。このまま、立ったままでいいですか。

**No.87 ○議長(平野敬祐議員)**

もう一度、質問をお願いいたします。

**No.88 ○14番(山盛左千江議員)**

数字については理解いたしますけれども、この出し方については納得いかない部分がありますので、答弁をいただきたいと思います。

(発言する者あり)

**No.89 ○14番(山盛左千江議員)**

答弁の必要があるかないかは議長が判断するのであり、議員が言うべきことではないと思います。議長の判断を仰ぎたいと思います。

さらに、…。

議長、もう少し言わせてください。

**No.90 ○議長(平野敬祐議員)**

質問者は修正案の内容についての質疑をお願いいたします。

山盛左千江議員。

**No.91 ○14番(山盛左千江議員)**

今、申し上げましたように、議会の運営上、こうしたことについては一応議論しておく必要があると思いますので、答弁を求めたいと思います。

6月議会のときには、事業仕分けの補正予算を、その委員会の中で提出されましたが、今回は、そういった処理をされなかったことについての説明をお願いしたいと思います。

以上です。

**No.92 ○議長(平野敬祐議員)**

修正議案に対する質疑を今、受け付けしておりますので、議会運営上のことであるとか、そういったものについては、先ほどの議会運営委員会で通常の手続きをとって、ここで皆さんにお諮りしているものでございますので、よく注意をお願いいたします。

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

**No.93 ○議長(平野敬祐議員)**

それでは、以上で修正議案に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

議案第 66 号については、修正議案第 1 号が提出されておりますので、討論については修正議案も含めて行います。

また、本案については討論の通告がなされておりますので、順次、発言を許可いたしますが、修正議案が提出されたことにより、内容の変更及び通告者の討論終了後に挙手による討論の申し入れをお受けいたします。

初めに、前山美恵子議員。

#### No.94 ○20番(前山美恵子議員)

では、議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第 4 号)の原案に反対をし、修正案に賛成の討論といたします。

原案反対の討論文をつくってまいりましたので、これは原案反対の討論であります。

まず反対の理由は、1 点目に、議案第 54 号、55 号、56 号で反対をいたしました機構改革、そして副市長 2 人制、そして経営アドバイザー関連の補正予算であり、この補正予算について反対であります。

もう一つ、2 点目としては、児童福祉事業において子ども手当の見直しであります。

本市として、国の方針変更に伴い実施するだけですから、責任があるではありませんけれども、国の変更が本市を混乱させ大変だったことは理解をするものでありますが、23 年度の当初予算で、3 歳未満児の手当は、1 万 3,000 円から 7,000 円引き上がり 2 万円になる予定でしたが、1 万 3,000 円に据え置きになりました。

そして、今回の民・自・公 3 党合意で、3 歳未満児と小学校終了前の第 3 子以降は 2,000 円の増額となりますが、他の大多数の世帯は 3,000 円の削減です。

この子育て世帯は、今年の 1 月から年少扶養控除が廃止をされて所得税が増税となり、来年 6 月からは住民税が増税されます。子育て応援に冷や水を浴びせるようなものとなりました。

今回の事態となったことの政権与党・民主党の責任は大きいと、ここで申し上げておきます。

この補正予算の中には、新たな事業として 4 保育園の空調設備設置のための設計費や、高齢者の 24 時間の定期巡回・随時対応サービス事業などが組み込まれたことは、評価をしたいと思います。先に述べました点から見て総合的に判断して原案に反対とし、そして修正案については、この重大な案件である機構改革関連、そして経営アドバイザーが削除されましたので、総合的に判断をしまして、これについては賛成とするものです。

以上です。

#### No.95 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、近藤恵子議員。

**No.96 ○13番(近藤恵子議員)**

それでは、平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について、賛成の立場で討論いたします。

委員会で議案の 54 号、55 号、56 号が否決され、そのときに、この補正予算も一たん否決されています。

しかしながら本来なら、そこで修正案が出されるべきであったものと考えています。

(発言する者あり)

**No.97 ○13番(近藤恵子議員)**

静かにしてください。今、発言しています。

本来、そのときに出されるべきものであったと思います。

今回の補正予算の中には、定期巡回型対応サービスの委託、障害者自立支援法の改正に伴うその準備、そして福祉医療費の増額に伴う支出がすぐに必要となるものなど、すべて通さなければいけないと思うような案件が含まれています。

原案のとおり可決されたとしても、54、55、56 号の議案に関しては、未執行あるいは3月の補正予算で対応できるものであり、このまま原案に賛成するものであります。

**No.98 ○議長(平野敬祐議員)**

以上で通告による討論を終わります。

ほかに討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

**No.99 ○議長(平野敬祐議員)**

以上で討論を終結し採決に入ります。

これより、議案第 66 号の採決に入ります。

なお、採決の方法は、修正議案、原案の順に起立により採決を行います。

初めに、修正議案第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.100 ○議長(平野敬祐議員)**

賛成多数であります。よって、修正議案第1号は可決されました。

続いて、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決をいたします。

修正部分を除く、その他の部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.101 ○議長(平野敬祐議員)**

賛成多数であります。よって、修正議決した部分を除く、その他の部分については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 67 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 67 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.102 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 68 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 68 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.103 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 69 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 69 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.104 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程2を終わります。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

請願第1号を議題といたします。

福祉文教委員会に付託しておりました請願1件について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

杉浦光男福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.105 ○福祉文教委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました請願の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る平成23年12月13日午前10時より開催されました委員会において、付託議案の審査終了後に、全委員と市長以下関係職員出席のもと、請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願を議題といたしました。

本請願について紹介議員の説明を省略し、当局より状況等の説明を求めましたが、特に説明はありませんでした。

請願でありますので、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、愛知自治体キャラバン実行委員会は、例年、当市に対してご要望をいただいておりますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、例年、多項目にわたり要望されているが、現在の状況を考慮すると、多項目にわたってのこれ以上の拡充は、財政状況から考えると厳しい。不採択とするなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、採択に賛成者なく、請願第1号は不採択すべきものと決しました。

以上です。

#### No.106 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.107 ○議長(平野敬祐議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

請願第1号については討論の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

#### No.108 ○20番(前山美恵子議員)

請願第1号について賛成の立場から討論をいたします。

この請願は、愛知自治体キャラバン実行委員会から提出をされましたが、この請願の趣旨に述べられていますのは、自治体の基本的なあり方を問うています。

憲法第 25 条、地方自治法第 1 条を踏まえて、社会保障施策を進めてほしいと求めています。

地方自治体の本来の任務が住民福祉の向上にあることの認識であり、この請願にある施策を求めなければならないほど、自治体本来の姿がねじ曲げられているという認識なのであります。

ここで、細部にわたって述べますと、安心できる介護保障の項目では、介護保険の問題について低所得者に対する保険料、利用料の減免制度を求めています。

保険料は天引きされるのに、利用料の高い壁に妨げられて介護保険が使えないという実態の告発であり、制度の根本的な改善要求であります。

特別養護老人ホームや小規模多機能施設など介護サービスの基盤整備を急ぐことと、介護労働者の賃金の適正化、労働条件の改善を掲げています。いずれも介護保険の整備には欠くことのできない重要事項ばかりであります。

高齢者福祉施策について、本市としては外出支援や配食サービスなど実施している項目もありますが、それだけでは不十分で、ここでは高齢者が不自由なく生活していくことができるよう拡充を求めています。

高齢者医療充実の項目では、後期高齢者医療対象者で非課税世帯は、医療費負担が重くて医療を控える傾向もあり、無料となるように求めていますし、保険証が短期保険証になっている方もおられます。改善を求めているわけであります。

子育て支援の項目で、高等学校卒業までの医療費無料化を求めています。既に隣の東郷町では始めていますので、親の収入によって医療が受けられない状態を改善していかなければなりませんので、この制度の拡充が必要であります。

妊産婦健診は、産前 14 回まで無料となっていますが、依然として自己負担が発生する場合もあります。

また、産後の異常を発見するためには、1 回は受診するのが望ましく、無料制度を実施すべきであります。

国保の改善の項目では、広域化問題や高過ぎる国保税の解消、また各種の実効ある減免制度を提案し、実施を求めています。

障がい者施策や健診事業でも、今ある施策だけでは不十分であり、生活保護の項目では憲法第 25 条、生活保護法に基づいて必要な生活保護申請を迅速に受け付けてもらえるよう求めています。

以上、見てきましたように、ここには飛びはねてぜいたくな要望が盛り込まれているものではないと思います。

今ある現状の維持をするために、みんなが頑張っている請願であります。ぜひ、ご理解、ご協力をいただきたいと思えます。

また、財政が問題だという心配がございます。確かに、財政が大変というのは、今どなたも認識していることであらう。

しかし、そもそも財政がなぜ大変な状況になったのか、これは国による交付金の一方的な、かつ大幅な削減などが行われたからではありませんか。

本市を始め多くの国保会計が多くの繰り入れをしなければならない状況に陥ったのも、国保制度が大改悪をされたのが原因であります。国保会計への国の出資が大幅に削減されて以来、こういう事態になっております。

国民の暮らしと健康を守るための福祉施策が行き過ぎて財政を悪化させたというわけではありません。国の政策によって地方財政の混乱がつけられていることは明らかであります。そのつけを国民に回そうとすることは許されません。

さて最後に、この請願書では、国や愛知県そして後期高齢者医療広域連合に対して意見書の提出を求めています。地方財政の困窮の根源である国の施策を正し、地方自治体が住民の福祉向上にひたすら励むことができる状況を切り開くために、意見書を提出する意義は大きいと考えます。

住民の生活と健康を守るという視点に立ち、この請願を採択されることに賛成をお願いいたして、私の討論といたします。

#### No.109 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、近藤善人議員。

#### No.110 ○6番(近藤善人議員)

請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

この請願書の詳細には50項目ほどの請願事項が記されてありますが、そのほとんどが予算に関係することであり、現在の本市の財政状況から見ても、採択できるものではありません。よって、この請願には反対といたします。

終わります。

#### No.111 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、近藤恵子議員。

#### No.112 ○13番(近藤恵子議員)

請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願について、反対の立場で討論いたします。

この中には54項目、その中のうち市に対しては36項目、国や県に対して18項目ありますけれども、この市に対してなされている項目の中には、介護保険等については、市長マニフェストによって介護保険料の引き下げ、また段階的に低所得者に対する配慮した介護



保険料の設定も、もう既に示されております。

あと、生活保護について見れば、既に当市では、生活保護の申請を認めない、妨害することがないようにということがあり、この項目の中には、既に当市で実施されているものも入っております。

また、項目も大変多岐にわたっており、その一つひとつについて、できれば優先順位をつけて請願されると、この介護・福祉・医療など社会保障について、私たちも十分議論して考えていけるものと思います。

については今回、もう少し少ない項目で請願されてやっていただきたいと思い、反対といたします。

#### No.113 ○議長(平野敬祐議員)

これにて討論を終結し採決を行います。

請願第1号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、請願第1号についてお諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.114 ○議長(平野敬祐議員)

賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択と決しました。

以上で日程3を終わります。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、藤江真理子議員ほか2名より動議第2号が提出されておりますので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.115 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第2号 豊明市議会基本条例特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

藤江真理子議員、登壇にて説明願います。

#### No.116 ○4番(藤江真理子議員)

それでは、動議第2号の提案説明をさせていただきます。

豊明市議会基本条例特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について、豊明市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

提案理由は、地方自治法第110条第4項及び豊明市議会委員会条例第6条の規定により、議会の議決を求めるからです。

動議の内容を説明しますので、ページをおめくりください。

1、豊明市議会に豊明市議会基本条例特別委員会の設置を求めます。

付託事項として、次の3点について説明させていただきます。

まず1つ目に、豊明市議会基本条例の運用等に関して、執行機関と関連する事項の協議・調整について。

これは、議会基本条例の条文の中に、通年議会や反問権といった執行機関に直接関係する事項があり、実際に運用していくためには、要綱や運用規程を策定する前に、当局との協議、調整が必要となるからです。

2つ目として、豊明市議会基本条例施行に伴い必要となる要綱・運用規程等の策定について。

来年4月1日に施行されるのに伴い必要となる要綱・運用規程とは、例えば今、傍聴にいらっしやっている市民の皆さんにも直接関係してきます議会報告会について、条文には別に定めるとありますが、回数や場所、議員の役割分担といった具体的な内容を決めておく必要があるからです。

ちなみに、三重県伊賀市や埼玉県所沢市議会では、この議会報告会に関することが要綱で細かく定められております。

3つ目として、豊明市議会基本条例及び要綱・運用規程等の市民への説明会について。

条例により議会がどのように変わろうとしているのか、市民の皆さんにどんな利点があるのかなどご理解をいただくことは、議会への信頼回復の点でも大変大切なこととなります。

また、説明会を開催することで議会が変わろうとしている姿勢を、広く市民の方たちへ示す機会ともなります。

以上の3点の理由から、特別委員会の設置を求めるものです。

定数は、豊明市議会運営に関する申し合わせ事項の委員選出基準から、各会派の人数による選出と、現在、全議員の4分の1を占める一人会派からの1名を合わせた7名とするものです。

2、調査期間は審査終了まで存続し、閉会中も審査を行うことができるものとします。

これらを特別委員会、つまり議会の法定委員会の中で協議することの意義は、市民の皆さんの傍聴が可能となり、また、きちんと記録に残せることにもなり、これからの議会に求められる透明性、市民参加の視点からも必要です。

豊明市議会基本条例が今年6月に制定されたことは大きな前進ですが、条例策定の時点で本来、全議員による協議と市民参加がなされていなければならなかったのですから、施行日までの3カ月間を使って特別委員会を設置し、豊明市議会の運営についての基本的な考え方の共有を図りながら、要綱や運用規程など必要不可欠な細かい部分をつくっていくことが必要と考えます。

もし、この特別委員会が設置されなかった場合は、議長の責任でつくられるのでしょうか。それとも、条例の策定のとおり同じように非公式の場で非公開でつくられるのか、どちらかの選択肢しかないと思います。

議会は議員だけのものではありません。執行機関、また市民とともに新しい議会を目指す議会改革の一つであります。

1期生の議員だからこそ、議会のあり方に疑問があります。先輩議員の皆さんと協議ができる公式な場の設置を切に願い、提案いたします。

以上で提案説明を終わります。

#### No.117 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.118 ○20番(前山美恵子議員)

すみません、付託事項はいいんですが、定数を7名にされた説明はされましたけれども、なぜ7名でなければいけないのでしょうか。20人の議員がいる中で、これはなかなか少ない数字であります。この点について、ちょっとご説明をください。

#### No.119 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

藤江真理子議員。

#### No.120 ○4番(藤江真理子議員)

先ほども述べましたが、この議会運営に関する申し合わせ事項の中の委員の選出基準を基本にしました。

各会派の人数に比例して出られるので、各会派で協議された後のメンバーで特別委員会で審査するというので、十分間に合うことだと考えます。

以上です。

#### No.121 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.122 ○14番(山盛左千江議員)

すみません、今の答弁の追加をさせていただきたいので、お願いいたします。

この法定委員会については、定員を7名というふうにいたしました。議会基本条例の策定をされた全国の議会の様子を見ますと、全員協議会の中で、特別委員会で議論されたことに再度、皆さんから意見をいただくと、そういった流れになっているところがほとんどであります。

当然、豊明市においても、そういった手順を進めていければというふうに思っておりますが、法定委員会を全員でということはなかなか難しいですので、二段階ということを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

No.123 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

月岡修一議員。

No.124 ○18番(月岡修一議員)

以前にも申し上げましたが、できる限り全員の議員が参画をして、重要な案件を審査するというのが一番理想かなと考えております。

この議会基本条例特別委員会の設置の過程において、全員でという考えがなかったのかどうか、お尋ねを申し上げたいと思います。

No.125 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

山盛左千江議員。

No.126 ○14番(山盛左千江議員)

ただいま申し上げたとおり、本来、私たちは条例策定に一切かかわることができませんでしたので、中身のこともよくわかりません。

市民の方からいろいろ尋ねられても答えられない。そういう状況は、決して望ましいことではなく、全議員がこの条例の中身、さらに運営について理解しておくことは、もう必要なことだというのは十分承知しておりますが、例えば要綱や運用規程のたたき台を、じゃ全員でつくるのか。そういうことになると大変困難きわまりなく、4月1日の施行に間に合わせることは非常に難しいであろうというふうに考えました。

ですので、特別委員会の中でまず素案、たたき台をつくり、全員に諮る。そして、全員で決めて議長提案をしていくと、そういう流れをイメージして、今回の特別委員会の人数を決めさせていただきました。

皆さんで議論することは当然必要なことだというふうに考えておりますので、お願いいたします。

**No.127 ○議長(平野敬祐議員)**

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

**No.128 ○議長(平野敬祐議員)**

以上で動議第2号に対する質疑を終結いたします。

本案は議員提出議案でありますので委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤善人議員。

**No.129 ○6番(近藤善人議員)**

豊明市議会基本条例特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について、賛成の立場で討論いたします。

議会基本条例の策定過程では、条例を制定した自治体のほとんどが特別委員会を設置し、何回もの委員会を開催し、市民からの意見も取り入れられております。

本市の策定過程は、一部議員のみで策定されており、少数派の意見は取り入れられていないばかりか、通常の質疑・委員会付託・討論というプロセスも経ておりません。

このように一部議員でつくられ、通常のプロセスを経していない条例は、実効性を伴わず「仏つくって魂入れず」ではないでしょうか。

本市の条例第2条(3)に、市議会が合議制機関であり、言論の府であることを認識し、議員相互間の討議による運営を行い、議論を尽くした上で合意形成を図ることとあります。

全議員での自由闊達な議論もなく、当局への説明もなく、一部の市民への周知しかされずにつくられた条例では、アクセサリ一条例になるのは明らかであります。

議会改革で著名な大森 彌東大名誉教授、広瀬克哉法大教授らは、口をそろえて「議会基本条例はその性質上、特に策定プロセスが重要である」と言っております。

現条例は可決されておりますが、さらに議会の活性化、市民に開かれた議会になるような条例にするためにも、残された3カ月間において、すべての議員の意見が取り入れられるよう十分議論し、豊明の市民が輝き地域が輝く議会基本条例になるよう、議会基本条例特別委員会の設置が必要であると考えます。

以上で終わります。

No.130 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.131 ○20番(前山美恵子議員)

私は討論文を用意してきませんでしたので、ここでちょっと討論をさせていただきますが、付託事項について、まあこれは必要なことであります。

現在、議会基本条例はもう成立をしておりますので、さまざま付随することを、これから審議をしないといけないということは、私も重々よくわかります。

しかし、この人数について、これは多くの人に参加できる人数ではありません。せめて半分は必要ではなかったかなというふうに思います。

この人数の問題について大変大きな問題ということで、私はこの特別委員会の設置については反対といたします。

No.132 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.133 ○5番(早川直彦議員)

豊明市議会基本条例特別委員会設置及び議会閉会中の継続審査について、市政改革の会を代表して賛成の立場で討論いたします。

自治体議会改革フォーラムの調べによりますと、今年の3月現在、168の自治体で議会基本条例が制定されております。

多くの自治体が議会基本条例を策定していく過程で、特別委員会の設置やパブリックコメントの実施、市民への議会基本条例の説明会を実施しています。

こうした点からも、特別委員会の設置及び提案された付託事項は、ごく当たり前のことであり、標準的に行われていることであります。

今申し上げましたように、本来、既に実施されていなければならなかったことではあります。せめて条例施行前に必要不可欠な運用に関する細則策定だけでも、全体で取り組むべきだと思います。

特に、豊明市議会基本条例の中の通年議会は、全国的に見ても市では前例が極端に少なく、愛知県内では1番目となります。通年議会の運用については、いろいろ注意点も指摘されています。

1、専決処分について、少額の事案でも議会を招集するのか。

2、1年を通じ議会を開催しているのならば、議案に対する一事不再議についてはどのように考えるのか。

3、議会開催日程はどのように決めるのかなど、市の執行部と十分協議をしなければならない部分や、議会で決めておかなければならない部分が多くあります。

今議会の山盛議員の一般質問、議会改革を進めるためにの中でも、市長から「執行機関には一切相談がない」という回答がありました。

通年議会は豊明市の行政運営に大きな影響を与える部分でもあることから、執行機関との十分な協議を行わないまま施行されれば、行政に混乱を来すおそれがあります。

また、議会報告会については、10月に市政改革の会と絆の5名で視察に行った、三重県伊賀市議会の実施方法の一部を紹介したいと思います。

伊賀市は、議会報告会の要綱で市民から意見をまとめ、市長に報告をして回答を出させ、市民に報告するよう規定しております。

テーマによっては議員全員で懇談会を開き、執行機関から意見を聞く場を設けております。

市民参加や意見反映に積極的に取り組む姿勢が制度として確立されています。いずれも伊賀市議会の市民と議会の関係の成熟度の高さがうかがえます。

豊明市議会基本条例第13条の2では、議会報告会に関して必要な事項は別に定められており、施行までに先進事例を参考にしながら、豊明市にふさわしい事項を考えていかなければ、報告会は開催できません。

要綱や運用規程などは全議員に関係することですから、一部の議員だけではなく、特別委員会という法定委員会の場で協議する必要があると思います。

議会基本条例を制定したということは、私は議会改革を進めていくということのあかしであると思います。

これから自分たちがどのような議会にしようと考えているのか、市民に理解していただくためにも特別委員会の設置は重要であり、果たせる役割は大きいものと思います。

付託事項である1、豊明市議会基本条例の運用等に関して、執行機関と関連する事項の協議・調整。2、豊明市議会基本条例施行に伴い必要となる要綱・運用規程などの策定。3、豊明市議会基本条例及び要綱・運用規程等の市民への説明会を特別委員会で十分検討して、豊明市議会基本条例が4月からスムーズに運用できるようにルールづくりをしなければなりません。

以上の理由から特別委員会の設置を要望し、賛成の討論といたします。

No.134 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.135 ○議長(平野敬祐議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

動議第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.136 ○議長(平野敬祐議員)

賛成少数であります。よって、動議第2号は否決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

石川市長。

No.137 ○市長(石川英明君)

平成 23 年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案させていただきました議案の中で、議案第 54 号、議案第 55 号、議案第 56 号の議案につきましては、まことに残念ながら、お認めいただけなかったわけですが、その他の議案につきましては慎重審議の上、可決いただきまして、ありがとうございました。

また、議案審議を通じまして、たくさんのご意見やご提言をいただくことができました。それらの事項につきましては、今後の市政運営の中で検討、活用をさせていただきたいと思っています。

さて、今年は3月 11 日に東日本大震災が発生いたしまして、死者、行方不明者が2万人という、まことに恐ろしい自然災害でありました。

また、東京電力福島第一原発の事故も同時に発生いたしました。一日も早い復興と収束を心よりお祈りを申し上げます。

また、このことで中部電力の浜岡原発が停止しました。電力エネルギー政策についても見直しが迫られているところであります。

一方、経済の面では、東日本大震災に加えて円相場が戦後最高値をつけるなど、タイの大洪水などと相まって、輸出型の企業あるいは日本経済にとって大変厳しい年となりました。

また、雇用の面でも、新卒者が就職できないことが社会問題になるなど、大変な厳しさが続いております。

市民の皆様方におかれましては、大変ご苦勞の多い年となりました。

さらに、北朝鮮の金正日総書記の死去により、新しい体制となる北朝鮮が、今後どのような外交行動、対外行動をとってくるのかも、注目していかなければなりません。

このような状況の中で、なでしこジャパンがサッカー世界一を達成したことは、我々を勇



気づけてくれました。

市政においては、7月より子ども医療費無料化について、通院についても小学校6年生から中学校3年生まで拡大をいたしました。

また9月には、双峰小学校において放課後子ども教室を開設したところでございます。今後も子育てしやすい環境を充実させてまいりたいと存じます。

さて今年も、あと10日余りとなりました。これからは慌ただしい年の瀬を迎えます。また寒さも一段と厳しさを増してまいります。

どうぞ、皆様方におかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして、お元気で平成24年の新春を迎えていただきますようご祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

#### No.138 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

本年最後の定例会を閉会するに当たりまして、議員各位のご協力に心から感謝を申し上げます。

また、迎えます平成24年が、本市にとってもよりよい年となりますように、あわせて皆様方のご多幸をご祈念申し上げまして、平成23年豊明市議会第4回定例会を閉会といたします。

午後3時14分閉会

